

平成27年5月12日

答申第525号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「未受信料の金額（17年度～24年度）について税額控除を受ける際に適用した法令等が分かる文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書として「未受信料欠損金の消費税控除（貸倒れ控除）の考え方」を開示することとする。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書として「未受信料欠損金の消費税控除（貸倒れ控除）の考え方」を開示することとしたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年4月28日（第215回審議委員会）第540号諮問、審議

5月12日（第216回審議委員会）審議、答申